

# 御 案 内

留学生が在籍している介護福祉士養成施設の方へ

平成29年9月1日、出入国管理及び難民認定法の一部改正法が施行されたことにより、在留資格「介護」が創設され、本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した留学生が、介護施設等で介護業務に従事する場合、在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けられるようになりました。

介護福祉士の資格取得については、平成29年度の卒業者から新たに原則介護福祉士試験が義務付けられることになりましたが、卒業年度の翌年度の4月1日から5年間は試験に合格しない場合でも介護福祉士となることができ、また、同4月1日から継続して5年間介護業務に従事した場合、試験に合格しない場合でも5年後以降も引き続き介護福祉士となることのできるとした経過措置が設けられています（平成29～33年度の卒業者に限る。）。

在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるためには、介護福祉士登録証の写しを提出する必要があるところ、卒業年度の翌年度の4月1日の時点において介護福祉士登録証が交付されない場合であっても、在留資格「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可を受け、これに併せて資格外活動許可を受けることにより、4月1日時点において就労が可能となります。

つきましては、下記の点に御留意いただき、貴施設を卒業される留学生に対し、在留資格変更許可申請を御指導いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 「留学」から「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可申請

#### (1) 申請方法

介護施設から内定を得ている留学生が、後記(2)の資料をそろえ、自身の住居地を管轄する地方入国管理局・支局・出張所（空港のみを管轄する支局・出張所を除く）に対し、在留資格変更許可申請を行って下さい。

なお、介護福祉士養成施設の卒業見込み証明書をもって、養成施設の卒業前に、在留資格「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可申請をすることも可能です。

#### (2) 必要書類

##### ア 在留資格変更許可申請書 1通

※ 在留資格変更許可申請と同時に資格外活動許可申請をすることも可能です。その場合、資格外活動許可申請書も併せて提出して下さい。

##### (ア) 在留資格変更許可申請書

法務省ホームページの下記URLから、「16 上記以外の在留資格・入国目的」の申請書（申請人等作成用2以降の用紙の左上に「U」の記載があるもの）を使用して下さい。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

※ 申請人等作成用 1 から 3 までは留学生在が記載し、所属機関等作成用 1 及び 2 は内定先の介護施設が記載して下さい。

(イ) 資格外活動許可申請書

法務省ホームページの下記 URL から、「資格外活動許可申請（新様式）【PDF】【EXCEL】」のいずれかを使用して下さい。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>

イ 写真（縦 4 cm × 横 3 cm） 1 葉

※ 申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明な写真に限ります。

※ 写真の裏面に氏名を記載し、在留資格変更許可申請書の写真欄に貼り付けて下さい（資格外活動許可申請書に写真は不要です。）。

ウ パスポート及び在留カード 提示

エ 介護福祉士養成施設の卒業証明書

※ 卒業後、卒業証明書を提出することを条件に、卒業見込み証明書をもって申請をすることも可能です。

オ 労働条件を明示する文書

カ 内定した介護施設からの採用内定の事実及び内定日を確認できる資料

キ 内定した介護施設のパフレット・案内書

※ 介護施設のパフレット・案内書等がない場合、介護施設が開設しているホームページの写しを提出されても差し支えありません。

(3) その他

ア 在留資格変更許可を受けるためには、介護福祉士養成施設の卒業証明書が必要となります。

イ 許可される場合の在留期間は「4月」となります。

ウ 資格外活動が許可された場合、1週につき28時間以内の就労が可能です。

2 「特定活動（内定者）」から「介護」への在留資格変更許可申請について

(1) 申請方法

「特定活動（内定者）」への変更許可を受けた留学生在が、後記（2）の資料をそろえ、自身の住居地を管轄する地方入国管理局・支局・出張所（空港のみを管轄する支局・出張所を除く）に対し、在留資格変更許可申請を行って下さい。

なお、「特定活動」（内定者）への在留資格変更許可を受けた後であれば、同日に、「介護」への在留資格変更許可申請書を提出することが可能です。

(2) 必要書類

ア 在留資格変更許可申請書 1 通

法務省ホームページの下記 URL から、「8 【研究】・【技術・人文知識・国際業務】・【技能】・【特定活動（研究活動等）】・【介護】」の申請書（申請人等作成用 2 以降の用紙の左上に「N」の記載があるもの）を使用して下さい。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

※ 申請人等作成用 1 及び 2 は留学生が記載し，所属機関等作成用 1 及び 2 は内定先の介護施設が記載して下さい。

イ 写真（縦 4 cm×横 3 cm） 1 葉

※ 申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽，無背景で鮮明な写真に限ります。

※ 写真の裏面に氏名を記載し，在留資格変更許可申請書の写真欄に貼り付けて下さい。

ウ パスポート及び在留カード 提示

エ 介護福祉士登録証（写し）

※ 後日写しを提出することを条件に，申請時には提出されなくても差し支えありません。

### 3 問い合わせ先

留学生の住居地を管轄する地方入国管理官署（※）又は外国人在留総合インフォメーションセンター（0570-013904，IP電話，PHS，海外からは03-5796-7112）までお問い合わせください。

（※）<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>